

中央区立月島第二小学校 いじめ防止基本方針

I いじめ防止のための基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

〈いじめの定義〉(いじめ防止対策推進法 第2条)

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

〈いじめ防止に向けた学校の方針〉

- (1) 児童が安全に安心して学校生活を送れるよう、学校全体でいじめを生まない学校づくりを目指す。
- (2) 学校は、あらゆる教育活動を通じ、人権教育と道徳教育を充実させながら、児童の思いやりの心と自尊感情を育てるとともに、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。
- (3) 学校は、児童が主体となっていじめを生まない学校づくりを進める意識を育むとともに、自治的・自立的な活動を推進し、いじめ防止等に向けた主体的な取組が実践できるよう指導・支援する。
- (4) いじめは、どの児童、どの学級、どの学校にも起こりうるとの認識に立ち、学校は、教職員一人ひとりの意識と指導力を高め、組織的に対応する。
- (5) 学校は、教育相談や個別の面談、児童への毎学期のアンケート調査の実施など、児童一人ひとりの実態把握に組織的に取り組むとともに、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう、その安全を確保し、周囲の児童が勇気をもっていじめに関する情報を発信できるよう体制を構築する。

III いじめ防止等に関わる研修

個々の教職員の「いじめ」への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めるため、校内でいじめに関する研修を充実させる。

〈具体的な研修内容〉

- (1) いじめを生み出さない学級の雰囲気作りについての研修
- (2) いじめを見逃さないための児童の観察の視点を明確にするための研修
- (3) 被害・加害児童の保護者への連絡内容及び実際の話し方の研修
- (4) 東京都等主催のいじめ防止研修会への参加と情報提供

II いじめ対策の対応・対策に関する取組

〈いじめ防止対策委員会の設置〉

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、以下のメンバーで組織する。

校長・副校長・生活指導主任・主幹・養護教諭・各学年主任・人権教育担当教諭・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー(PTA会長・学識経験者)

〈学校サポートチームの設置〉

学校だけでは対応しきれない、複雑化・多様化した問題に対応するため、以下のメンバーで組織する。

校長・副校長・主幹教諭・民生児童委員・子ども家庭支援センター職員・警察職員等

〈いじめ防止の具体的な取組(4つの段階に応じた対応・対処)〉

(1) 未然防止

●教職員の指導力の向上と組織的対応

学校いじめ対策委員会の設置、学校いじめ防止基本方針の策定、いじめに関する研修の実施。

●スクールカウンセラー(SC)・専任教育相談員の活用

児童や保護者の悩みを受け止め相談できる場として、SC・専任教育相談員の活用を推進する。

(2) 早期発見

●いじめ実態把握調査

ふれあい月間にアンケート方式による調査を実施する。調査結果を受けて、必要に応じて個別の面談を行う。

●教職員の定期的な情報交換(生活指導夕会)

学年会等で教職員同士の情報共有を行う。また、毎週金曜日に生活指導夕会を設け、いじめの情報があれば、全員で情報の共有化を図る。

●定期的な個人面談の実施

年2回、保護者との個人面談を実施する。年1回、5年生児童全員がSCと面接を行う。他学年児童は、上記いじめ実態把握調査の調査結果に応じて面談を行う。

(3) 早期対応

●学校いじめ対策委員会を核とした対応

把握した情報に基づく対応方針の策定、学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化

●被害の子ども・加害の子ども・周囲の子どもへの取組

被害の子どもの安全確保とSC等を活用したケア、加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導

●所管教育委員会・関係機関との連携

教育委員会への報告と支援、学校サポートチームを通じた警察・児童相談所との連携・協力

●保護者・地域との連携

保護者会の開催、PTAの活用、地域人材活用による登下校見守り

(4) 重大事態への対処

●被害の子どもの保護・ケア

複数の教員によるマンツーマンでの保護、SCによる家庭状況把握とケア

●加害の子どもへの働き掛け

別室学習の実施、警察への相談・通報、加害の子供とその保護者に対するケア

●所管教育委員会・関係機関との連携

教育委員会への報告と連携、福祉機関や医療機関との連携、都教委いじめ問題解決チームの活用

●保護者・地域との連携

いじめ対策緊急保護者会の開催、PTAの活用、民生・児童委員との連携

●いじめ防止対策推進法に基づく対応

第28条に基づく調査、第30条に基づく再調査